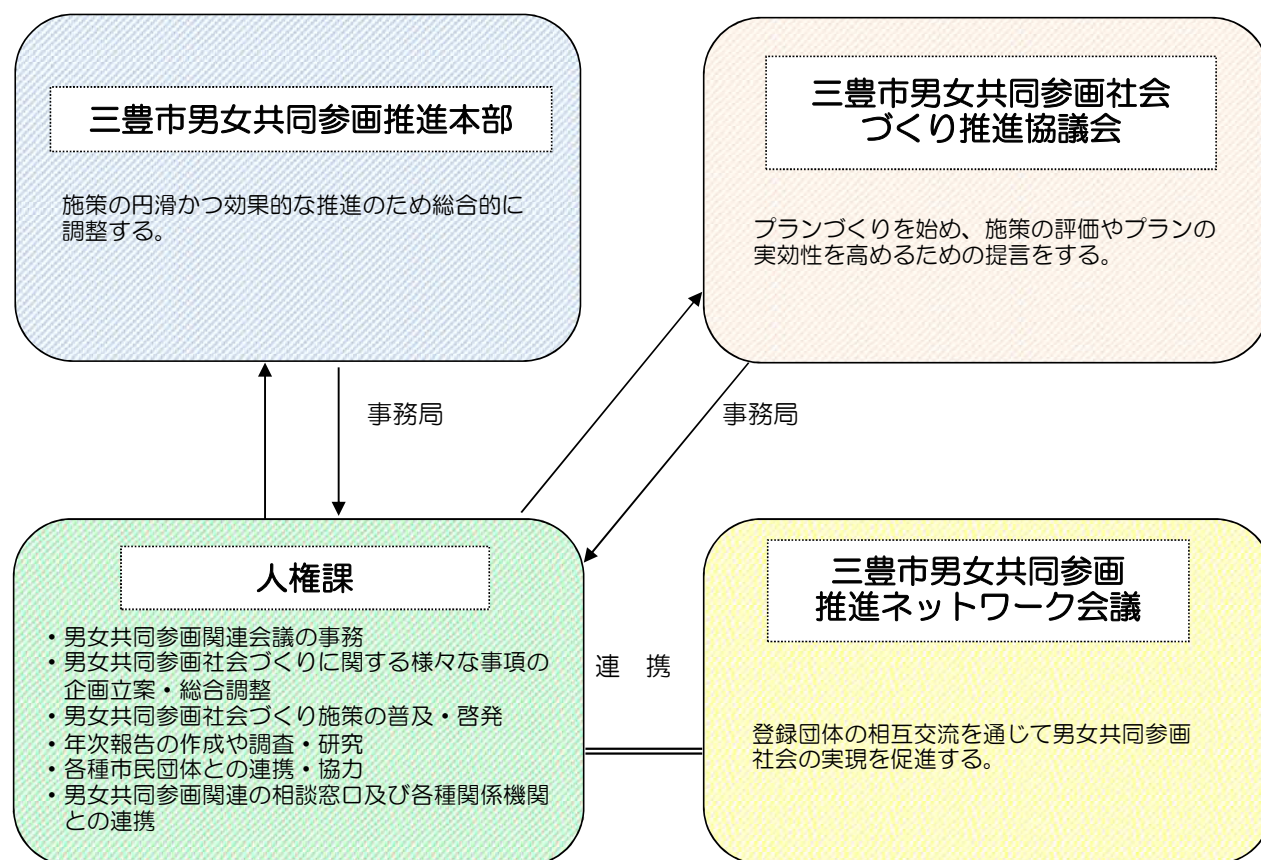


☆ 三豊市の男女共同参画の推進体制



◆ 推進体制 ◆

(1) 庁内の連絡会議

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 名 称 | 三豊市男女共同参画推進本部 |
| 設置年月日 (根拠) | 平成18年8月8日 (根拠: 三豊市男女共同参画推進本部設置要綱) |
| 構 成 員 | [本部長] 市長、[副本部長] 副市長、[本部員] 教育長、各部長 |

(2) 附属機関

| | |
|------------|--|
| 名 称 | 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会 |
| 設置年月日 (根拠) | 平成19年1月18日 (根拠: 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例) |
| 構 成 員 | 15名 (男性7名、女性8名) (令和5年7月11日現在) |

(3) 民間団体のネットワーク

| | |
|------------|--------------------------|
| 名 称 | 三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議 |
| 設置年月日 (根拠) | 平成19年10月9日 |
| 構 成 員 | [団体数] 22団体 (令和5年7月11日現在) |

☆ 第3次三豊市男女共同参画プランの進捗状況（令和4年度実績分）

◆ 三豊市男女共同参画プランとは ◆

三豊市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現のため、平成20年3月に「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として、「第1次三豊市男女共同参画プラン」を、平成25年3月に「第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に向けた様々な取り組みを進めてきました。

平成30年3月からは新たな基本計画として「第3次三豊市男女共同参画プラン」を策定し、引き続き平成30年度から令和4年度までの5年間”一人ひとりが自分らしく輝くために”を基本理念に、男女共同参画社会の実現をめざし、各種施策を展開しています。

◆ 第3次三豊市男女共同参画プラン 施策体系 ◆

三豊市男女共同参画プランには、4つの目標と10の基本的施策があります。

| 基本目標 | 基本的施策 |
|---------|----------------------------------|
| Ⅰ 意識の改革 | 1.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革 |
| | 2.男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実 |
| Ⅱ 参画の推進 | 3.政策・方針決定過程への女性参画の拡大 |
| | 4.家庭・地域生活と職業の両立支援 |
| | 5.雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保 |
| | 6.農林水産業・商工業での男女共同参画の確立 |
| Ⅲ 自立の支援 | 7.一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備 |
| | 8.生涯にわたる健康の支援 |
| Ⅳ 人権の尊重 | 9.男女の人権が尊重される社会の実現 |
| | 10.あらゆる暴力の根絶 |

◆ 第3次男女共同参画プラン進捗状況調査について ◆

1. 取扱

男女共同参画プランに掲げている各課の取り組み目標について、前年度の状況を調査し、調査結果をまとめている。調査結果は外部委員で構成する附属機関「三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会」に提出し、委員から意見をもらう。

2. 調査スケジュール

- 令和5年5月15日・・・ 令和4年度の実施状況調査を各所属長に依頼。
- 令和5年5月31日・・・ 各課からの回答〆切
- 令和5年7月 4日・・・ 推進本部員（各部長）に調査結果をメールで報告
- 令和5年7月11日・・・ 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会に提出